平成３１年３月

いじめ認知に係る対応フローチャート

県立村上中等教育学校

①いじめの発覚

教職員の発見
生徒・保護者からの申し出等

教職員のいじめ発見への取組

・日常の生徒観察
・個別面談の実施
・生徒情報の交換・確認
（職員会議、運営委員会）

②いじめの連絡

窓口　いじめ対策推進教員 ⇔（報告／指示）教頭 ⇔（報告／判断）校長

③いじめ防止対策委員会の開催

・事実の概略を確認、共有、対応協議
・いじめ認知の判断
・校長の指導
・被害生徒と保護者への対応　→　保護者への連絡

教職員のいじめ発見時の対応

・担任や部活顧問が抱え込まないで組織的に対応
・委員会への迅速な報告
（窓口教頭への連絡・相談）

④関係生徒への聞き取り

被害生徒への確認

・「いつ・どこで・だれが」等の具体的な状況の確認
・本人から解決への要望を確認する

⇔

加害生徒への確認

・事実の確認（メモを取り保存）
・いじめた内容と被害生徒への心情等を確認する

⑤保護者（被害・加害双方）へ連絡

・いじめの状況を具体的に説明
・生徒の見守り、支援の依頼

⑥いじめ対策委員会の開催

・事情聴取後の事実の確認と指導方針の決定
・被害生徒・保護者への配慮を確認

⇒ **県教委へいじめ認知の報告**

・職員会議で報告
・指導方針の共有化

⑦重大事態とその確認（対応）

・学校による基本調査
・県いじめ防止対策委員会による詳細調査

⑧指導（面談・相談・支援）・見守り体制の確立

・加害生徒には反省を促し、加害生徒への謝罪と和解を図る
（被害生徒への心理的・物理的影響が最低 3 か月続くまで見守りを続ける）
・被害生徒が苦痛に感じていないか確認（見守りの他、面談を随時行う）